

【指定までの流れについて】

1 居宅介護支援に係る指定申請の流れ・スケジュール

実施項目	期 日	説 明
事前相談 ↓ 申請準備 ↓ 申請書類 の作成	随時受付 ※必ず事前に電 話連絡の上、相談 日時を予約して ください。ご来庁 の際は、あらかじめ記載した 事前 相談票を持参し てください。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅介護支援の指定を受けるためには、申請者の要件（法人格の取得、事業目的の明確化等）のほか、長岡市の条例で定める人員や設備、運営に関する基準等を満たしていなければなりません。 ○ 従って、<u>指定申請に当たっては、事前に、必要な手続きや人員の手配、申請書類の作成など、様々な準備を行う必要があります。</u> ○ 準備内容のご説明やご相談は随時、お受けしています。なるべく早い段階からご連絡ください。
↓ ↓	指定予定日の 2か月前から1か 月まで 例）4月1日指定の場合 →2月1日までには仮申請 を、3月1日までには手数料 と併せて本申請書類を 提出 【書類提出先】 長岡市介護保険課 介護事業推進係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定申請書類は、<u>指定を受けようとする日の2か月以上前には仮申請（おおまかに書類を揃えたもの。持参または郵送）を提出してください。また、1か月前までには本申請として完成版の書類を提出（指定手数料と併せて必ず持参。郵送不可）してください。</u> ○ 申請者控えとして、<u>申請書類一式の写しを必ず保管してください。</u> ○ 指定申請は、同一法人であっても、事業所ごとに行う必要があります。また、長岡市手数料条例により、<u>指定手数料が必要となります。</u> ○ 本申請時の書類及び手数料については、<u>事前に来庁日時を電話予約の上、長岡市介護保険課介護事業推進係まで御持参ください。（郵送不可）※手数料は、本申請書類提出と併せて現金にて納付してください。</u>
↓	↓	↓
↓ 審 査	指定予定月の前月	○ 申請内容が指定基準等に合致しているか確認するため、 <u>書類審査</u> を行います。
↓ 指 定	原則、毎月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、<u>毎月1日付け</u>で指定します。 ○ 指定決定がなされた時点で、電話やFAX等でご連絡の上、指定通知書を郵送します。 ○ <u>指定の有効期間は6年間</u>です。当該有効期間を更新するには、<u>更新申請が必要</u>となります。
↓ 公 示 情報提供	指定後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定事業者名、事業所名、所在地、サービスの種類等を公示し、併せて長岡市ホームページに掲載します。 ○ 新潟県介護保険事業者台帳へ事業者情報を登録し、新潟県国民健康保険団体連合会へ情報提供します。
↓ 現地確認	指定月から 概ね3か月以内	○ 指定後の状況が申請内容と合致しているか確認するため、 <u>現地確認</u> を行う場合があります。対象となる事業所へは個別にご連絡します。

2 指定の要件

介護保険法上の指定事業者となるためには、事業所ごとに以下の要件を満たしている必要があります。

- ① 原則として申請者が「法人」であり、定款等で当該事業実施の旨が明確であること。
- ② 長岡市条例で定める「人員基準」を満たしていること。
- ③ 長岡市条例で定める「運営基準」に従って、適正な事業運営ができること。
- ④ 申請者やその役員等が、介護保険法上の欠格事由に該当しない者であること。

従って、指定申請では、上記要件を満たしていることが分かる書類等をご提出いただき、これらについて書類審査及び現地確認等を行うこととなります。なお、「人員基準」や「運営基準」の詳細については、関係法令等をご確認ください。

3 指定手数料

指定申請にあたっては、長岡市手数料条例（平成12年長岡市条例第3号）に基づき、下記の指定手数料が必要となります。なお、当該指定手数料は、現金により納付することとなります。

事前に来庁日時を電話予約の上、本申請時の指定申請書類と併せて長岡市介護保険課介護事業推進係まで御持参ください。（収入証紙、収入印紙、納付書等での納付はできません。）

手数料の名称	手数料の額
指定居宅介護支援事業者指定手数料	24,700円

4 居宅介護支援の指定申請に係る照会・書類提出先

〒940-8501 長岡市大手通 1-4-10

長岡市福祉保健部 介護保険課介護事業推進係

電話 0258-39-2245 F A X 0258-39-2278